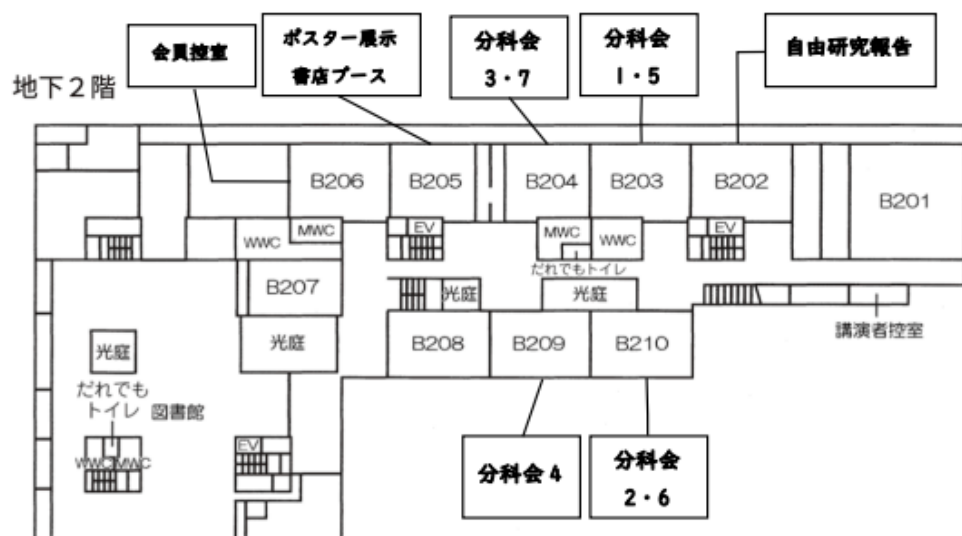


【午前部】9/28(日) 9:30~12:00(150分)

【午後の部】9/28(日) 13:30~16:00(150分)

会場	企画者	題目
分科会5 B203	水藤昌彦	離脱と回復のためのナラティブ ー当事者としての経験と場づくりに着目して
分科会6 B210	三垣明子	行き場のない非行少年を支える官民協働の実践と課題 ー少年友の会と家庭裁判所調査官の連携を通してー
分科会7 B204	島谷綾郁	矯正施設の中のソーシャルワークの実践と倫理 ーやりがい・ジレンマ、その未来



第Ⅰ分科会(B203・9:30～12:00)

総合的・包括的な性暴力被害者支援に向けて

一円滑な多機関連携のあり方を探る

企画者・話題提供者：山本千晶(フェリス女学院大学)

話題提供者：浦 尚子(福岡犯罪被害者支援センター理事長)

松村歌子(関西福祉科学大学)・宮園久栄(東洋学園大学)

1. 企画趣旨

現在、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議は2020年度～2022年度を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、2023年度～2025年度を「更なる集中強化期間」として取組みを強化している。被害者支援については、ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実を掲げ、警察や医療機関等の地域の関係機関との連携強化や対応能力の向上が具体的課題として挙げられている。実際、性刑法改正に伴う被害の顕在化や性的グルーミングやセクストーションなど新たな被害への対応、被害者の低年齢化に伴う学校対応など、ワンストップ支援センターにおける被害者対応は量的だけでなく、その幅も確実に広がっており、ソーシャルワーク機能やそのための支援員の専門性がより必要とされているといえよう。

本分科会では、ワンストップ支援センターを中核とする円滑な多機関連携のあり方を探るため、日本のいくつかのワンストップ支援センターおよび諸外国(NZ、台湾)での調査結果にもとづき、現状および課題を確認し、今後の施策のあり方を模索したい。

先行研究としては、山本「日本における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの仕組みと課題」(『垂細垂女性法学』22号123-132頁,2019年)、浦「性暴力被害者支援センター・ふくおかの現在地」(『トラウマティック・ストレス』21巻1号,2023年)、松村・宮園ほか「DV加害者対応と被害者支援の交錯～DV事案を手掛かりに」(『司法福祉学研究』22号,2022年)、宮園ほか「性暴力被害の実態—全国の婦人相談員への調査結果から」『女性犯罪研究の新たな展開』,2023年)などがある。本企画の実施に当たり、特段の倫理面の問題は生じない。

2. 発言要旨

(1) ニュージーランドの性暴力被害者支援における多機関連携のあり方(松村歌子)

性暴力事案においては、心身両面から、被害者のニーズに合わせた心理的支援、医療的支援、法的支援、さらには経済的支援、住環境・就職関連の支援など多様な支援が必要となる。

例えば、ニュージーランドでは、女性問題省(テプナアオヌイ)が主管となり、警察を中心として、司法省、矯正局、社会開発省、文部科学省、子ども省などが連携を取り、被害者への直接支援を提供する民間支援団体や加害者プログラムなどのプログラムを提供する民間団体と協働をし、DVや

性暴力、ストーカー被害など被害者支援にあたっている。ニュージーランドの多機関連携のあり方を参考に、今後の日本の被害者支援のあり方について検討したい。

(2) 台湾の性暴力被害者支援における多機関連携のあり方（宮園久栄）

台湾の性暴力防止制度は、被害者保護を目的とする「ワンストップ支援センター」を核とした包括的連携が特徴である。同センターは、警察、医療機関、社会福祉機関、司法など複数の専門機関が一体となり、被害者への相談、医療、証拠保全、捜査協力、心理的・法的支援を一つの窓口で提供する。これにより、被害者が複数の機関をたらい回しにされる二次被害を防ぎ、迅速かつ途切れない支援を可能にしている。日本ではワンストップ支援センターの整備が進む一方、運営主体の多様性や予算・人員の確保に課題が山積している。台湾の制度は、公的機関と民間団体の緊密な連携による柔軟な支援体制や、加害者への更生プログラムを法律で強制する再犯防止策など、日本への重要な示唆を含んでいると思われる。

(3) 性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける多機関連携のあり方（浦 尚子）

福岡県では、2019年に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民を守る条例」が制定され性暴力被害者支援の充実がうたわれたことが根拠法となり、ワンストップ支援センター体制強化の推進力となっている。条例では「加害者を生まないための教育と啓発」、「被害者支援のための教育と啓発」について明文化したことによって、教育プログラムの実施に予算がついている。性暴力被害の影響の深刻さを考えるとき、性暴力をなくすことや被害の影響を最小限にとどめることが重要であり、支援の実施には、ソーシャルワーカー（SW、PSW）、心理専門職、医療・看護専門職、法律専門職など、他職種の専門家が連携して支援にあたるが必要になる。本報告では、性暴力根絶条例の概要および本条例に基づく施策の中でも、とくに多職種連携を円滑に進めるためにどうしたらいいかを探る。

(4) 日本の性暴力被害者支援の今後のあり方を考える（山本千晶）

昨年度から今年度にかけて実施してきたワンストップ支援センター等へのヒアリング調査をもとに、ワンストップ支援センターにおける「ソーシャルワーク機能」と支援員の「専門性」という2つを切り口にしながら、現状と課題を確認する。調査を実施したセンターはいずれも多機関連携が比較的うまくいっているところが多かったが、その要因と工夫、そしてそこから見えてきた具体的な障壁についても分析を試みたい。とくに、松村報告および宮園報告における諸外国の制度を参照することで、日本における性暴力被害者支援の制度上の課題を具体的に検討したい。

(5) 指定討論：京都 SARA スーパーバイザー 周藤由美子氏

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター・京都 SARA でスーパーバイザーを務めるフェミニストカウンセラー周藤由美子氏に、相談支援員の専門性やソーシャルワークにおける工夫や課題についてコメントしていただく。

第2分科会(B210・9:30～12:00)

刑事施設職員との「対話」を基盤とした研修の実践と展望

企画者・話題提供者:森久 智江(立命館大学)

話題提供者:深谷 裕(北九州市立大学)

坂東 希(大阪公立大学)

掛川 直之(立教大学)

水藤 昌彦(山口県立大学)

指定討論者:西岡 慎介(府中刑務所長)

1. 企画趣旨

拘禁刑導入にあたっての新たな処遇として、また、名古屋刑務所事件第三者委員会による提言を契機に、刑事施設における「対話」を用いた取り組みが、さまざまな形態で行われつつある。その多くは特定の属性を有する被収容者に対する教育の一環として行われるものであり、その担い手も特定の専門性を有する職員が中心とされている場合が少なくない。

しかし、本来「対話」とは、相互変容を前提とする営みであり、またそれが行われる場のあり方が問われるものである。そもそも現状の刑事施設が「対話」的文化を有しないまま、「対話」を行おうとしても、それは「対話」たりえないのではないか。

本分科会は、そのような問題意識のもと現在このグループで取り組んでいる、刑事施設職員との「対話」を基盤とした研修の実践について共有し、その振り返りや展望についてフロアと率直な「対話」を行おうとするものである。よって本分科会は「対話」型で双方向の意見交換を中心に行うこととする。

2. 発言要旨

(1) 企画趣旨と研修振り返り～なぜ今「対話」を基盤とした研修なのか(森久 智江)

われわれの行う「対話」型研修のねらいや、現在までの取り組み状況、そこで得られたフィードバックの一部を紹介する。

(2) 感情コントロールと対話(深谷 裕)

刑務官の職務は感情労働の性質を持ち、対人援助職の中でもとりわけ難しい感情コントロールが求められる。しかし感情を抑えたり見せないことが美德とされる職場文化においては、心の負担が蓄積し、感情の麻痺や消耗を引き起こすことがある。感情を抑圧するのではなく、自覚し、整え、活用できるようにする上で、対話は有効な手段と考える。本報告では、刑務官にとっての感情労働と対話の関係について焦点を当ててお話したい。

(3) 刑事施設における個人と組織をトラウマインフォームドケア(TIC)の視点から見る(坂東 希)

刑事施設職員研修において、被収容者の心理や行動、いわゆる問題行動の背景を「逆境体験」を手掛かりに理解を深め、その理解に基づく処遇上の配慮を、組織としていかに実践できるかをトラウマインフォームドケア(Trauma Informed Care)の視点から検討した。本実習を通して見えてきた成果と課題を報告する。

(4) 刑務官の「戸惑い」と「福祉的支援」(掛川 直之)

従前、刑務所において、刑務官は保安・警備中心の業務を担ってきた。しかし、拘禁刑の導入にともない、この保安・警備にくわえ、福祉的な視点を持つことがより強く求められることとなりつつある。本報告では、転換期を迎えた日本の刑務所において、刑務官と福祉専門官等とのチーム処遇の展開が期待されるなかで、受刑者処遇の第一線で活躍する刑務官が抱える課題と展望についてお話ししたい。

(5) 拘禁刑のもとでの新たな処遇と対話型組織開発(水藤 昌彦)

拘禁刑の導入により、作業と指導の双方に「改善更生」の目的が明示された。この変化を背景に、近年では職員による被収容者への積極的な働きかけを特徴とする対話型処遇などが導入され、従来に比べて刑務官と被収容者のコミュニケーションが活発化している。対話を通じた処遇は、単なる教育プログラムにとどまらず、改善更生に資する日常的な関わりとして展開されつつある。本報告では、従来型処遇と対話型処遇を比較し、後者を刑務所において広く定着させていくためには、組織自体がいかなる姿をとるべきかを検討する。特に、刑務所を対話を基盤とした組織へと転換する必要性に焦点を当て、今後の課題を提示したい。

第3分科会(B204・9:30～12:00)

法律事務所で働くソーシャルワーカーの視点

～司法と福祉の連携・協働の課題と可能性を考える～

企画者・話題提供者:飯田 智子 (おぎ法律事務所)

話題提供者:尾崎 力弥 (岡山パブリック法律事務所)

馬場 佳代 (丹有法律事務所)

宮田 千佳子 (熊田法律事務所)

小堺 有希 (金沢税務法律事務所)

指定討論者:藤原 正範 (日本福祉大学)

ディスカッション参加者:上田 志帆 (りんどう法律事務所)

久保 麻里子 (あおい総合法律事務所)

櫻井 陵子 (荒総合法律事務所)

伊藤 清郁 (岡山パブリック法律事務所)

森 亮介 (岡山パブリック法律事務所)

1. 企画趣旨

出口支援・入口支援の関与から、矯正施設や更生保護施設、地方検察庁等への福祉専門職の採用、地域生活定着支援センターの創設等、刑事司法と福祉の連携の重要性が認識されて久しいが、司法と福祉の連携は刑事司法のみにとどまらない。法律事務所に勤務するソーシャルワーカーは、民事事件や家事事件、法律事務に至っても、福祉専門職としての知見を最大限に活用しながら弁護士と協働している。一方、どのような法律事務所がソーシャルワーカーを雇用し、弁護士はソーシャルワーカーに何を求めているのだろうか。現状、ソーシャルワーカーを雇用している法律事務所はそう多くはない。ソーシャルワーカーが法律事務員として雇用される場合もあれば、事務所に開設された相談支援事業所やNPO法人のスタッフとして稼働している場合もある。

刑事事件での福祉的支援や地域の相談支援等の場面で、ソーシャルワーカーと弁護士との協働の実践はあるが、大体はソーシャルワーカーが福祉機関等に所属した上での活動であって、ソーシャルワーカーが弁護士と同じ組織(法律事務所)に所属しての活動は、いわば未開拓の分野とも言える。

そこで、本分科会では、こうした活動事例を整理・分類したうえで、同一事務所に所属するソーシャルワーカーと弁護士との協働に認められる効用と効果について考察し、司法と福祉のさまざまな連携・協働の形、その役割と必要性、課題および可能性を検討する。

なお、倫理的配慮については、事例の発表および公表にあたって、事例に関わる対象者の了解を取ったうえで、対象者を特定できないように匿名化して表記した。

2. 発言要旨

(1) 家事事件での協働: 尾崎 力弥

ソーシャルワーカーが所属する法律事務所における成年後見業務の独自性と意義について、各事務所で取り組み、およびその他のさまざまな形態での後見業務との比較などを通じて明らかにする。

(2) 刑事事件での協働: 飯田 智子

刑事司法ソーシャルワークは、アセスメント、環境調整・多機関連携、計画書作成等が短期間に求められ、担える人材の確保が課題だ。法律事務所での雇用拡大に加え、刑事司法ソーシャルワークに取り組める形態の導入可能性とその発展について考察する。

(3) 法律事務での協働: 馬場 佳代

法律事務所で働く人たちがそれぞれの職務を整理することで、社会福祉士が法律事務所で協働することのメリットを考察する。ひいては、法律事務所で働く社会福祉士の活躍の場が広がっていることを示す。

(4) 民事事件での協働: 宮田 千佳子

所属する法律事務所で福祉的支援を行なった法律相談の全体的傾向を示した上で、特に民事司法と被害者支援に焦点を当てて業務内容を説明し、法律事務所でも司法福祉実践が必要であることを確認する。

(5) 相談業務での協働: 小堺 有希

法律事務所での福祉的支援において障害福祉サービスに位置づけられる相談支援事業を展開している業務内容を説明し、司法分野での法律的課題の解決と併せて福祉的支援を行う司法と福祉の協働の実践を示す。

(6) 指定討論: 藤原 正範

日本の弁護士事務所ソーシャルワーカーの将来像を探るため、米国の法律事務所におけるソーシャルワーカーの業務と待遇、及び求められるコンピテンシーについて報告する。

第4分科会(B209・9:30~12:00)

児童虐待死亡事例の裁判記録から聴く子どもたちの声

—子どもアドボカシーを考える—

企画者・話題提供者: 齋藤 知子(帝京平成大学)

進行・話題提供者: 高橋 幸成(福音寮)

話題提供者: 大塚 淳子(帝京平成大学)

話題提供者: 松田 和哲(千葉県弁護士会)

1. 企画趣旨

子どものアドボカシー(Child Advocacy)については、子どもの権利擁護として捉え、子どもの最善の利益のために発言する個人や専門職、擁護団体やそれらの活動を指し、様々な広がりを見せている。2024 年から制度化された国の事業「子どもアドボケイト」は児童相談所や児童福祉施設、里親などを訪問し、子どもたちの意見形成・意見表明を手助けする。

本分科会では、児童虐待死亡事例報告の当該事例の裁判記録を閲覧し、そこから読み取った被害児童の言動から、子どものアドボカシーについての課題を挙げ、今後、必要な人材を育成する意義や制度のさらなる整備などについて、各自の立場から発表を行う。

本企画の倫理的配慮については、行政が報告書で公表している範囲内とし、裁判記録からの情報については、個人情報保護法に基づき、検察庁において既に個人情報が特定できないように保護されている範囲とする。個人名、都道府県等について特定されないよう加工するが、事例を掲載した資料は回収するなど十分に配慮する。また、発表に関連し、全発表者について、開示すべきCOI 関係にある企業等はない。なお、本研究について、社会事業研究所の研究倫理委員会において「研究倫理審査」①裁判記録等の閲覧・分析(承認受付番号:13-0405)、②事例研究会による検証(承認受付番号:13-0406)を受け、承認を受けている。

2. 発言要旨

(1) 児童虐待死亡事例の裁判記録から聴く子どもたちの声 (齋藤 知子)

一時保護に関する司法審査制度が6月からスタートし、その中には児童の意見又は意向の確認ということも挙げられており、子どものアドボカシーについて課題と今後への考察を述べる。本研究におけるアドボカシーの対象については、被害児を対象としており、①意思表示が難しい、②権利や希望を尊重する必要がある、③自己決定を支えるための支援の必要がある、とする。本分科会では話題提供として、裁判記録から子どもの言動が一時保護や家庭引き取りなどに大きく影響があると思われる場面をもつ以下の3事例をあげる。①V 県3歳男児: 保育所で継母の迎え時に、保育士にしがみつき、帰りたくないという。②X 県5歳女児: 一時保護施設に戻りたい、通院時に医師に帰りたくない、の発言。③Z 県 14 歳男児: 保護所から施設入所を自ら決める、施設への母からの電

話の取次ぎを拒否する。

(2) 子どもの声をどう受け止めるのか?～子どもの権利と大人の義務～(高橋 幸成)

紹介事例は児童相談所、保育園、児童養護施設等が様々な場面で子どもの支援に関わっていたが、いずれも子どもの声をしっかりと受け止め、具体的な行動を起こすことができなかった。子どもの支援に携わる機関や組織が子どもの声をどのように受け止め、どのような支援をするのか、課された課題と責任は重い。児童相談所一時保護所、児童養護施設等社会的養護のもとで暮らす子どもたちの意見表明等支援事業が始まった。論者は現在、児童自立支援施設を訪問して、子どもの声を受け止める役目(アドボケート)を担っている。子どもにとっても、職員にとっても、また施設にとっても子どもの声が活かされる取り組みが求められる。社会的養護下で暮らす子どもの声や論者の活動経験も踏まえながら、子どもの声を聴くということ、おとなが子どもに対して果たすべき責任等について、ソーシャルワークの視点から検討することとしたい。

(3) 子どもの声を活かすということ ～現存する公的機関の役割～(松田 和哲)

子どもの意見表明権確保の課題として、これまで主に意見形成・意見表明への支援が意識され、意見等聴取措置、意見表明等支援事業が児童福祉法上に明記されるに至った。しかし、表明された意見を大人がどう受け止めるかを考えなければ、意見表明権は絵に描いた餅に過ぎなくなる。齋藤報告で紹介された3事例は、いずれも、表明された意見を活かしきれなかった事例であり、批判的に振り返る必要がある。そこで、独立アドボケートや権利擁護機関の活用が道半ばであることを踏まえて、特に、現存する子どもの声を受け止めるべき公的機関としての児童相談所と裁判所の役割に着目しつつ、各事例の「子どもの声」を、どのように活かすべきだったのか、活かせなかったとすればなぜなのか、子どもの声を活かすためのこれらの公的機関のあるべき姿について、弁護士の視点から検討したい。

(4) 子どもの声を聴き応答する義務(支援力・多機関等協働)と地域づくり(大塚 淳子)

子どもが声(SOS)を発しても、大人がうまく聴けず、あるいは聴いたことに応えられないために、亡くなる命がある。今回取り上げるような事例では、family as whole という家族内の個々の構成員の生き辛さと、互いに影響しあう関係性に着目した支援、具体的なリスクのアセスメントおよびマネジメントが不足しているように思えるが、何故そうなるのかの検証が重要だ。また、ハイリスクな状況にある家族の発見につながる地域の眼(まなざし)や声掛けの不足も気がかりだ。深刻な事件が生じると検証から、さまざまに新たな制度事業が創設されるが、施行時には人材の質量ともに間に合わないのが常である。制度が問題を解決するのではなく、人が人を支えるのに機能し易い環境としての制度整備の一方で、制度創設時に設けられる基準から外れる対象が存在する。新たな制度事業ができて必要となる非制度的働きかけができる人材は求められる。MHSW(Mental Health Social Worker)の視点で検討してみたい。

第5分科会(B203・13:30～16:00)

離脱と回復のためのナラティブ

—当事者としての経験と場づくりに着目して

企画者・指定討論者：水藤 昌彦（山口県立大学）

話題提供者：門下 祐子（京都教育大学）

山田 恵太（Mieli 法律事務所）

当事者経験者

1. 企画趣旨

本分科会では、「犯罪・非行からの離脱と回復」において、語り＝ナラティブが果たす役割に注目する。とりわけ、自らの過去を語ることが可能となる「場」の機能や意味、そうした「場」や「語り」が、犯罪行為からの離脱や回復、再犯防止にどのように関係しているのかを探ることを試みる。実践の一例として、分科会では、語る場を運営している人、その場を利用している当事者本人から報告をいただき、語る場を作っていく過程や意義について考えるとともに、自らの関わった事件の背景や再犯への葛藤を語ることを通じて「同じような事件に至る人を減らしたい」という動機づけが生まれ、その語りを通じて体験への意味づけが変化していったプロセスを検討する。分析枠組みとしては、「Good Lives Model」「反専門職主義」「離脱プロセス」を参照する。会場参加者との意見交換を通じて、犯罪・非行からの離脱と回復における「語りの力」の可能性を実践的に考える機会とすることを目指したい。

登壇者の実務経験や当事者としての経験について報告し、その内容に基づいて議論するという本分科会の性質を踏まえて、以下の通りの倫理的配慮を行う。①個人が特定できる情報は使用しない、②当事者経験者の氏名は仮名とする、③登壇者によって個人を特定できる可能性のある発言がなされた場合に備え、分科会の開始に先立って、参加者に分科会の場での発言された内容については秘匿することを求める。なお、公表すべき利益の相反はない。

2. 発言要旨

(1) 「性」を語る場が生み出すもの（門下 祐子）

障害児・者における「性」の研究者・助産師・元高校教員の3名がつくる「性」を語る場がある。オンライン性教育居酒屋と称するそこには、性教育の実践者、医療・教育・福祉関係者、障害のある人、子育てをする親、議員、学生などさまざまな人々がゆるやかに集う。かれらは一律に“お客さま”であり、そこに社会的地位は関係しない。互いに呼ばれたい名前呼び合い、顔出ししてもしなくても、話を聞くだけでも良い。「性」に関するお悩みや3名に語ってほしい話題を“おつまみ”と称し意見を交わす。

国際的には多様性とジェンダー平等を基盤とした包括的性教育（comprehensive sexuality education）が推進されつつあるが、未だ日本社会における「性」のタブー視は根深い。ゆえに実践者はとりわけ自身の権力性を自覚し、規範を問う姿勢が重要ではないか。多様な人々と「性」をフラットに語り合う場づくりと、場が生み出したものについて、包摂性や専門性等をキーワードに考察する。

（2）「居場所」と「語り」—小さな場から見えてきたこと（山田 恵太）

東京を拠点に入口支援に取り組む東京TSネットでは、2019年から「TSpace」と呼ばれる居場所活動に取り組んでいる。そこでは、入口支援で関わった人、支援者、学生、その他活動に関心を寄せる人が立場を超えて集い、ゲームや調理などを通じて時間を共有してきた。

さらに2023年からは、罪に問われた経験をもつ障害のある人やその家族の語りに、学生が耳を傾ける「茶話会」も始まった。学生からの問いに応じて、これまでの生活の歩みや事件への思い、福祉サービスに対する思いなど、多様な語りが展開されている。

こうした「TSpace＝居場所」と「茶話会＝語りの場」は、なぜ必要とされ、どのように形づくられてきたのか。頻度も規模も大きくはないが、東京TSネットが試行錯誤のなかで続けてきたことで、何がもたらされ、また、何がもたらされていないのか。「居場所」と「語り」の実践から見えてきた風景を報告する。

（3）当事者経験者の視点から見た「居場所」や「語り」の意味（当事者経験者）

他の登壇者との質疑応答、ディスカッションを通じて、当事者経験者の視点から見た「居場所」や「語り」の意味について報告する。

（4）犯罪・非行からの離脱と回復における「場」と「語りの力」（水藤 昌彦）

語る場を運営している人、その場を利用している当事者本人のそれぞれの発言内容、および会場の参加者とのあいだでなされた意見交換の内容を踏まえて、「Good Lives Model」「反専門職主義」「離脱プロセス」を参照しつつ、犯罪・非行からの離脱と回復における「場」を成立させるために求められるものと「語りの力」の可能性について考えたい。

第 6 分科会 (B210・13:30～16:00)

行き場のない非行少年を支える官民協働の実践と課題

ー少年友の会と家庭裁判所調査官の連携を通してー

企画者・話題提供者:三垣 明子(大阪家庭裁判所)

話題提供者:阪上 文子(兵庫少年友の会)

話題提供者:八田 範子(兵庫少年友の会)

指定討論者:坂東 希(大阪公立大学)

1. 企画趣旨

家庭裁判所に係属する少年の中には、虐待や養育放棄により親からの関わりが得られず、福祉的支援からも取り残され、帰住先が定まらないまま処遇判断を迫られる者が少なくない。家庭や社会とのつながりを持てず孤立した状態にある少年たちの現状に対し、家庭裁判所では施設処遇のほか民間の協力者である補導委託先に少年を預けたり、少年友の会会員と家庭裁判所調査官が協働して少年の支援や援助にあたったりしている。本分科会では、少年友の会と家庭裁判所調査官による協働について実践報告を行う。さらに、官民協働による支援のあり方と、地域社会における包摂の課題について検討を深めたい。

発表内で紹介する事例については、個人が特定されないように匿名性に配慮し、事例の本質を損なわない範囲で一部修正を加えたものとする。また、本発表での見解については、個人の見解であり、家庭裁判所および少年友の会の見解ではない。

2. 発言要旨

(1) 家庭裁判所調査官としての限界とその解決としての官民協働について(三垣明子)

法改正により「特定少年」と定められた18, 19歳の少年や、いわゆる「グリ下」や「トー横」に出入りする年少少年は、表面的な問題行動の背後に、多くの悩みや心理的な傷つきを抱えていることが少なくない。家庭裁判所調査官は悩みながら、そのような少年の処遇を検討しているが、現行少年法の下で選択可能な処遇には限界があり、対応の困難さを感じる場面も多い。本発表では、現行少年法の下での家庭裁判所調査官としての限界を整理するとともに、民間協力者である少年友の会との協働の実践について報告する。さらに、行き場のない少年に対し、官民が連携して行う支援の今後の方向性について検討する。

(2) 非行少年を支える少年友の会の役割について(阪上文子)

「少年友の会」は、非行少年少女の社会復帰と健全な育成を支援するボランティア団体である。NHKの連続テレビ小説「虎に翼」のモデルとなった三淵嘉子元裁判官が中心となり、1966年に設立され、現在、日本全国の家庭裁判所の数と同じ50カ所に存在し、兵庫少年友の会は1992年に設立した。少年友の会の活動は、審判までの期間、少年の親代わりや住居・仕事探しを支援する「付添人部」、試験観察中の少年に生活用品を支給する「援護部」、

学生が学習支援などを行う「学生ボランティア部」がある。特に付添人部は、家庭裁判所調査官や弁護士からの依頼を受けて活動し、家庭裁判所調査官や弁護士付添人と協働しながら、少年の生活立て直しを支援している。少年のありのまま受け入れ、「幸せな時間」を持ってもらえるように活動しているところである。

友の会活動について説明するとともに、それによって少年がどのように変化しているかについて活動に基づき報告する。

(3) ボランティアである少年友の会付添人に期待されるものとは(八田範子)

兵庫少年友の会は、家事調停委員、民事調停委員及び元調停委員等により構成されている。調停委員とは、官でありながら一般市民の良識を反映させるために選任され、裁判官と共に調停委員会を構成し、調停に臨んでいるところである。ボランティアである少年友の会付添人に期待されるのは、「保護者に代わる立場」であり、さらに、家庭裁判所調査官の限界とする域を越えて、少年を支援するには、専門知識を持たず、親族でもない友の会会員が、考える限り、できうる限り、力量のすべてを付添人活動に投げ出さなければならないのか。その力量では対応できない場合は、その少年にとって、最善を尽くしても十分に支援できないジレンマを抱え込んでしまう。ボランティア活動の意義を感じられる付添人活動のために必要な協働体制について、これまでの数少ない付添人活動を振り返って考察する。

(4) 指定討論(坂東希)

第7分科会(B204・13:30～16:00)

矯正施設の中のソーシャルワークの実践と倫理

— やりがい・ジレンマ、その未来 —

企画者・コーディネーター

島谷 綾郁(法政大学現代福祉学部非常勤講師/元喜連川社会復帰促進センター
社会福祉士)

金子 毅司(新潟医療福祉大学)

話題提供者:岡田 幸美(東日本少年矯正医療・教育センター 福祉専門官)

話題提供者:内田 真利子(島根あさひ社会復帰促進センター 社会復帰支援員)

話題提供者:桑原 行恵(府中刑務所 福祉専門官)

1. 企画趣旨

2000年代初頭に起きた名古屋刑務所受刑者死傷事件を契機に、監獄法の全面改正、矯正施設への社会福祉士等の配置など、受刑者の社会復帰に向けた適切な支援を矯正施設でも担うべく整備充実が図られてきている。

このような中、対人援助職である矯正施設に勤務する社会福祉士等は「福祉専門職」である一方、矯正施設に勤務する「職員」としての役割をも担っているため、職務上のジレンマが生じやすい中で業務を遂行しなければならない状態と考えられる。一部の先行研究によれば、罪を犯した高齢・障がいをもつ者を支援する際に、特有の困難性があることも指摘されている。矯正施設において「福祉専門職」であり「職員」である状態は、矯正施設医療における「二重忠誠」(被収容者(患者)に対する忠誠と矯正施設(施設)に対する忠誠)に似通っているのではないだろうか。

そこで本分科会では、話題提供者の方々より「福祉専門職」としての立場・矯正に勤務する「職員」としての立場に分けていただき、その上で勤務当初と現在の業務実践の中で感じるやりがいやジレンマについてお話しいただく。その後、質疑応答を踏まえつつ、フロア全体でこれからの矯正施設におけるソーシャルワークのあり方について検討したい。

話題提供いただける方は、以下の3名である。

- ① 関東医療少年院と神奈川医療少年院が移転・統合し、東日本全域を収容区域とする「東日本少年矯正医療・教育センター」にて少年のみならず少年の保護者、児童相談所や自治体ともやりとりを行いながら帰住先の確保を含めた支援を行っている岡田幸美会員(東日本少年矯正医療・教育センター 福祉専門官)
- ② 国と民間が共同で運営している「島根あさひ社会復帰促進センター」にて福祉的支援が必要な受刑者に対し、福祉制度を最大限利用できるような連絡調整等のみならず、民間のノウ

ハウを活用した改善指導等も行っている内田真利子会員（島根あさひ社会復帰促進センター 社会復帰支援員）

- ③ 全国の刑務所の中でも最大の敷地面積を持ち、身体や精神疾患を有する罪を犯した人を受け入れる医療重点施設でもある「府中刑務所」にて福祉に関する相談・助言やさまざまな調整等を行っている桑原行恵氏（府中刑務所 福祉専門官）

<倫理的配慮>

本分科会では実際の事例紹介を行うことはせず、話題提供者が日々の実践を通じて感じていることを報告していただけるため、特段の倫理面の問題は生じない。

2. 発言要旨

- （1）岡田 幸美会員（東日本少年矯正医療・教育センター 福祉専門官）

「福祉専門官」として少年院から帰住先確保のみならず、医療機関や児童相談所、福祉機関との連携、地域での継続的な支援へのつなぎ、若年の自立困難な少年（特に障がいや疾病等により）に対する支援を実践する中でのやりがいやジレンマについて紹介していただく。

- （2）内田 真利子会員（島根あさひ社会復帰促進センター 社会復帰支援員）

本話題提供では、民間の立場としての社会福祉士と矯正施設に勤務する職員としての立場より、福祉の支援を有する罪を犯した人の支援ニーズの把握や動機付け面接、福祉制度を最大限利用できるような調整、各種教育プログラムの実施等を通じて感じるやりがいやジレンマを紹介していただく。

- （3）桑原 行恵氏（府中刑務所 福祉専門官）

刑務所に福祉専門職が配置され始めてから、罪を犯した高齢・障がいを有する者のみならず、医療が必要不可欠となる人、難病者など、多くの人に向き合い、帰住先確保に向け、行政や地域生活定着支援センターとやり取りを行ってきている。それらを振り返りながら、業務実践する中でのやりがいやジレンマについて紹介していただく。

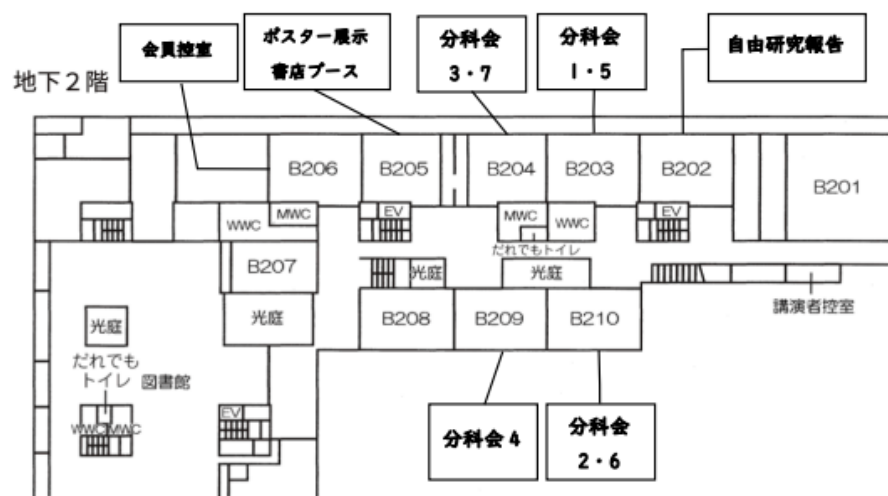
自由研究(各 20 分報告+7~8 分質疑) B202

【午前の部】9/28(日) 10:00~12:00

予定時間	企画者	題目
No.1 10:00-10:30	藤森一浩	心神喪失者等医療観察法施行 20 年を迎えての現状と課題 ~社会復帰調整官の役割に期待する要素~
No.2 10:30-11:00	石井智之	「精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する研究」について
No.3 11:00-11:30	田中教仁	身柄付き補導委託の経験についての研究
No.4 11:30-12:00	安高真弓	刑事施設入所中の人にとっての「社会復帰」

【午後の部】9/28(日) 13:30~15:00

予定時間	企画者	題目
No.5 13:30-14:00	岡本潤子	薬物依存回復訓練グループ・外部プログラムの効果の検討
No.6 14:00-14:30	須藤 明	刑事裁判における小児期逆境体験(ACEs)の評価と責任非難の減衰可能性:心理専門職の立場からの考察
No.7 14:30-15:00	岡田強志	少年調査票様式からみる「福祉」のかたち



心神喪失者等医療観察法施行 20 年を迎えての現状と課題

～社会復帰調整官の役割に期待する要素～

発表者: 藤森 一浩 (中部学院大学・日本福祉大学)

キーワード: 指定入院医療機関 社会復帰調整官 被害者家族支援

1. 背景

2005 年7月 15 日, 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (以下, 本法) が施行された。そして, 本年 2025 年 7 月 15 日に, 本法施行 20 年を迎えた。本法施行時から言われていることだが, 現在も指定入院医療機関の病床数が足りず, また, 他にも課題が多々ある。そして, 地域処遇における社会復帰調整官の役割が, 本法施行 20 年を迎え, 非常に多岐にわたってきているのが現状である。

2. 目的

本法施行 20 年を迎えての現状と課題等について述べるとともに, 特に本法における地域処遇の担い手とされる社会復帰調整官の役割期待について, 考察していくことを研究目的とする。

3. 方法

本法施行 20 年を迎えての現状と課題について, また, 社会復帰調整官の役割に期待する要素について, 「医療観察法医療体制整備推進室調べ」等, 様々なデータを収集し, 分析を行うことを研究方法とする。

4. 結果と考察

新規入院患者数は, 2011 年をピークに, その後はあまり変わっておらず, また, 通院対象者数の状況 (通院決定数) は, 2006 年をピークに, 減少傾向であることが分かった。大きな課題としては, 治療努力をしていることもあり, 入院が長期化し, 対象者が居住している都道府県の指定入院医療機関が満床で入院出来ず, 他都道府県の指定入院医療機関に入院せざるを得ないという場合がある。つまり, 対象者の早期の退院に資する仕組みが必要であると言える。そこで, 社会復帰調整官の求められる役割が多くなっている。対象者が居住地以外の他都道府県の指定医療機関に入院し, 退院後, 指定通院医療機関が対象者の居住都道府県になった場合などのスムーズな調整等が期待されている。また, 被害者家族支援についての対応をどうすべきかについて, 昨今特に役割が期待されている点は重要と言える。更に, その他の現状と課題についても考察していく。

なお, 本研究における倫理的配慮については, 個別の人物等について述べておらず, 個人のプライバシー等には十分配慮している。

「精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する研究」について

発表者:石井 智之(法務省法務総合研究所研究部)

キーワード:精神障害を有する者の性犯罪被害、被害の潜在化、被害防止

1. 背景と目的

令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画において、法務省は、「性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施する。」こととされた。そのため、法務総合研究所は、性犯罪被害者のうち、被害が潜在化しやすいとされる精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条)の実情を明らかにすることにより、被害を防止し被害者支援策等を検討するための基礎資料を提供することを目的として調査を実施した。なお、法務総合研究所研究評価検討委員会の事前評価を経て調査を実施し、行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守するなどして倫理的配慮をした。

2. 方法

本研究では、①性犯罪に関する刑法の規定の概要をまとめ、主に不同意性交等及び不同意わいせつについて、各種統計資料を調査するとともに、②刑事事件確定記録を調査(以下「特別調査」という。)することにより、精神障害を有する性犯罪被害者の被害の実態について分析した。また③刑事司法の各段階における犯罪被害者に配慮した施策、その他関係機関において取り組んでいる犯罪被害者支援策等についても調査した。

特別調査では、精神障害を有する者176人、精神障害を有しない者349人を分析の対象とし、事件の特性、被害者や加害者の属性、被害の認識、発覚の経緯、被害者保護に関する措置などの分析を行った。

3. 結果・考察等

特別調査において、精神障害を有する性犯罪被害者のうち、約7割が知的障害に該当し、約2割が発達障害に該当していた(重複計上による。)。同被害者の6割以上が、被害当時施設又は支援学校に通所・通学し、最初の被害場所について見ると、学校、就労先、療養所、デイケア施設等が多かったほか、自動車や送迎バス等公共交通機関以外の乗り物内が被害場所となる割合が高いなど特徴が見られた。またその加害者を見ると、支援関係者が最も多いという特徴などが見られた。

このたびの報告では、本研究の要旨を紹介した上で、主として特別調査によって明らかとなった精神障害を有する者等の性犯罪被害の実態の調査・分析の結果の一端を紹介し、被害の防止に向けた提言を行う。

結果については、令和7年3月に研究部報告 68「精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する研究」として公表。https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00138.html

身柄付き補導委託の経験についての研究

—元少年の語りの分析—

発表者：田中 教仁（駒沢女子大学）

キーワード：補導委託 試験観察 家庭裁判所調査官

1. 研究の背景と目的

家庭裁判所が担当の家庭裁判所調査官を定め、中間決定として行う試験観察の一形態として、「適当な施設、団体又は個人（これらを補導委託先という）」に非行をした少年の補導を委ねる「補導委託」がある。そのうち、少年が家庭を離れ、補導委託先に宿泊しながら補導を受ける形態を、実務では「身柄付き補導委託」と呼んでいる。

受託者の補導自体は、保護処分（処遇）ではないが、補導委託は、適正な保護処分の見極めという試験観察の本来機能に必要な限度で、少年に対し、積極的な働き掛けが行われ、少年の社会内処遇の可能性を見極めるという特色を持つものである。これまで、補導委託を実施する家庭裁判所や受託者の視点から、補導委託の実践の内容や効果について言及したものはあるが、実際に補導委託を経験した者からの考察は見当たらない。

本研究では、少年時代に補導委託を経験し、その後、立ち直りを果たしている成人（元少年）の語りから、当人にとって補導委託の経験がどのようなもので、その後の人生の中でどのような意味を有するのかを明らかにし、補導委託の機能を再検討することを目的とする。

2. 方法

身柄付き補導委託の経験を有する成人（元少年）に対し、半構造化面接を実施した。インタビューの主な内容は、調査協力者が経験した補導委託先での生活における受託者やその家族との交流、生活及び衣食住、補導委託の経験がその後の人生や生活において活きている点等である。

調査協力者は、25歳以上とし、元受託者に、現在まで交流がある者を紹介してもらった。インタビューは、研究目的や方法、倫理的配慮、研究結果の公表等について、調査協力者に口頭及び文書にて説明し、同意を得た上で実施した。所属先の倫理審査委員会の承認を得て実施した。

3. 結果と考察

インタビュー結果は、調査協力者の経験とその意味に着目することを踏まえ、ナラティブ分析の視点を持ち、複線経路・等至性モデル（TEM）の作成を行った。

元少年にとって、受託者やその家族等との出会いや交流、自分が大切にされていることを実感できる環境の提供は、自尊心の高まりに良い影響を与えていること、他者への信頼感を育むきっかけとなることが明らかとなった。そして、心情の安定が、補導委託先での生活だけでなく、その後の生活における意欲に繋がっていることが考察された。補導委託の終了後も元受託者との交流が継続している場合、補導委託での経験や受託者らの存在が、元少年の人生の中で重要な位置にあることが考察された。

刑事施設入所中の人にとっての「社会復帰」

発表者: 安高 真弓 (国立大学法人 島根大学)

キーワード: 社会復帰 受刑者 支援

1. 背景と目的

刑事施設から出所した人の社会復帰については、「居場所」と「出番」の確保として、住居確保や就労に焦点を当てた取り組みが行われている。しかし、出所後の生活は受刑中に想像するよりもそれらの確保が難しく、再犯に結びついてしまうことも少なくない。また、「社会復帰」という言葉については不明確さが指摘されており、概念や定義を整理する必要があることが指摘されている。2009 年から 2020 年末までの 12 年間に発表された国内研究における学術論文を精査した研究では、明確な定義がないことが明らかになった(安高・相澤:2023)。そこで、本研究では、刑事施設入所中の当事者は、「社会復帰」をどのようにとらえているか探求することを目的として量的調査を実施した。

2. 方法

刑事施設入所中の人への質問紙調査は、NPO 法人マザーハウスの便りを通じて全国 55 か所の刑事施設に入所中の 808 名に対し、2023 年 2 月に送付した。調査票には、基本属性に加え、残刑期、受刑中に受けたことのある特別改善指導の種類、ひと月当たりの外部交通(手紙)の数等のほか、社会復帰についての自由記述欄を設けた。今回は、自由記述の内容について、計量テキスト分析を軸に質的に分析した。

なお、本研究は、島根大学人間科学部「人を対象とする研究倫理審査委員会」の承認を得て実施した(No.2022-13)。また、本報告に関して、開示すべき利益相反(COI)はない。

本研究、発表は、一般財団法人司法協会の助成によるものである。

3. 結果

返送の締め切りとした 2023 年 4 月末までに、111 名から調査票の返信があった。回答者の性別内訳は、男性 103 名(92.8%)、女性 3 名(2.7%)、どちらでもない 0、どちらでもある 2(1.8%)、選びたくない 3(2.7%)であった。年齢分布は、20 代から 80 代、最小年齢は 25 歳、最大年齢は 88 歳、平均年齢は 48.7 歳であった。111 名のうち、有期刑 90 名(81.1%)、無期刑 17 名(15.3%)、未定 1(0.9%)、未記入 3(2.7%)であった。

「社会復帰とは」「社会復帰についての不安」の二つの自由記述欄の内容は、有期刑であるか無期刑であるかによって違いがあった。結果の詳細および考察については、学会当日発表する。本研究の結果から、無期刑の人には、①出所の可能性と見通しをどのように保障するか、②入所を継続していても可能な無期刑の人のための社会復帰プログラムの開発が必要であること、有期刑の人については、①出所後の生活をどのように組み立て、支援を行うか、②その具体的な内容についての検討が必要であること、が示唆された。

薬物依存回復訓練グループ・外部プログラムの効果の検討

発表者：岡本 潤子（跡見学園女子大学、心理学部・臨床心理学科）

キーワード：リフレクション、薬物事犯者として以外の人生の側面、居場所

1. 背景

報告者は、保護観察所の委託を受け、月一回、週末に薬物依存回復訓練プログラムを実施運営している。メンバーは、収容処遇から退出し「覚せい剤事犯者処遇プログラム」への参加が義務付けられている保護観察中の薬物事犯者である。彼らは、保護観察所での集中コア・プログラムを受講し、月一回のグループ参加に移行する段階で、一部免除制度を利用し、外部プログラムを利用している。週末開催の外部プログラムはメンバーの就労への影響が少なく、保護観察終了後の継続参加を容易とし、息の長い支援の実現への期待がある。

グループは、メンバー・支援者がほぼ半々で、毎回10名程度の規模である。報告者が司会をし、全員が同じテーマで発言を回し、コメントをしあう。報告者は、メンバーの薬物事犯者として以外の人生の側面を聞き合うことを意識し、毎回テーマを提示している。

2. 目的・方法・倫理的配慮

3年目を迎えたグループには、特有の文化が存在するようになってきている。メンバーが失敗をしても、グループに戻り、立ち直りの道筋を建て直すことも見られるようになっていく。本報告では、約30回の実施状況を、いくつかのまとまりに分けて、検討することで、グループの機能を整理していきたい。

なお、現在のグループのメンバーと支援者に、本報告の趣旨、個人情報の守秘、希望者へのフィードバックを行うことを説明し、全員から書面による同意を得ている。

3. 結果と考察

グループ開始後約10カ月間の「スタート期」では、メンバーの入れ替わりが多く、落ち着かず、行動化も見られた。発言のルールなど、グループで大切にすることの共有が十分ではなく、報告者も保護観察官に依存しがちな面があった。その後の約1年間は「進展期」ととらえられ、会場の移動など物理的な変化があったが、メンバーや支援者の入れ替わりがあっても揺らがない安定した雰囲気が存在し、メンバーから支援者への助言場面もあるなど、特有の文化の醸成が見られるようになっていった。「進展期」の現在では、保護観察終了者の自主的な継続参加が見られ、メンバー同士の助言が盛んにおこなわれる場面も見られる。また、支援者の成長・変化にグループが寄与している点をメンバーが述べる場面なども生じるようになっていく。

報告では、グループの変遷と転回のダイナミクスを、治療共同体としての発展とリフレクションを活用したコミュニケーションのあり方の視点で検討していきたい。

刑事裁判における小児期逆境体験 (ACEs) の評価と

責任非難の減衰可能性: 心理専門職の立場からの考察

発表者: 須藤 明 (文教大学)

キーワード: 情状鑑定、小児期逆境体験 (ACEs)、責任非難

1. 背景

近年、犯罪行動と心理的背景との関連性が注目される中、小児期逆境体験 (ACEs: Adverse Childhood Experiences) の影響が、心理学および司法分野において理論・実務両面から検討されつつある。ACEs には虐待、ネグレクト、家庭内暴力、保護者の精神疾患や依存症などが含まれ、脳の発達や感情調整、対人関係、衝動制御に長期的な影響を及ぼすことが示されている (Felitti et al., 1998)。心理専門職による ACEs の臨床的評価は、裁判における非難可能性 (culpability) の判断に資する可能性があるが、現行の裁判実務では十分に活用されているとは言い難い。

2. 目的

刑事司法における ACEs 評価の臨床的意義を再検討し、裁判実務において責任非難との関連でどのように扱われているかを明らかにする。

3. 方法

報告者が担当した情状鑑定事例のうち、ACEs が犯行背景に認められた複数事例について、判決文と照合し、責任非難との関連性を分析した。事例記述にあたっては、報道や法廷で明らかになった事実限定し、個人情報保護に配慮した。

4. 結果

量刑に実質的に反映された事例は少なく、ACEs は「一般情状」として扱われる傾向がある。しかし、被告人にとっての臨床的意義は大きく、心理的理解や再発防止の観点から重要な情報となり得る。

5. 考察

ACEs は精神鑑定で言及される機会が増えているが、評価は主に責任能力に関するものであり、動機形成や犯行時の心理過程といった「機序」の理解には情状鑑定が重要である。特に 18・19 歳の特定少年においては、「責任ある主体」と「可塑性を有する成長途上の存在」という両面性が併存しており、ACEs の臨床的評価はその理解に不可欠である。こうした逆境体験は、個人の成育文脈であると同時に、人生物語 (ナラティブ) そのものであり、情状鑑定を通じた「語り」は臨床的に大きな意義を持つ。この点については、ナラティブ・アプローチの視点からも考察を深めたい。さらに、ACEs の理解は加害者支援にとどまらず、再犯防止や社会への説明責任にも資する可能性がある。

少年調査票様式からみる「福祉」のかたち

発表者：岡田 強志（東京通信大学）

キーワード：司法福祉の固有性、少年調査票、家庭裁判所調査官

1. 背景

本研究は、司法福祉の源流ともいえる家庭裁判所および家庭裁判所調査官（以下、「家裁調査官」という）の機能に着目し、司法福祉の固有性を検討する。「司法福祉」は、社会福祉学の一分野にその所在を見出そうとしている。しかしながら、近年の日本司法福祉学会の研究動向を概観すると、その方向性の多くは外向きのものであり、司法福祉そのものに 関して必ずしも言及されていないのが実情である。すなわち、司法福祉の固有性を十分に 検証しないまま、司法福祉らしいことを実践し、研究している状況にあるといえる。

これまでに司法福祉の固有性を明らかにすべく、文献研究を中心に進めてきたが、いまだその確証が得られる答えに辿り着くことができていない。そこで、文献研究の対象を山口 幸男らをはじめとする学術書や論文ではなく、司法福祉の源流である家庭裁判所および 家裁調査官の機能に手がかりを求めることとした。

2. 目的

本研究は、少年調査票様式の改正の歴史を辿り、家庭裁判所は「記録」という行為を介して、どのように少年非行と向き合ってきたのかを検討する。

3. 方法

最高裁判所事務総局家庭局が発行している「少年調査票の解説」や「家庭裁判月報」、 各種通達などの諸文献から、少年調査票改定の趣旨を整理する。

4. 結果

少年調査票に関する規程や解説が整備され始めた昭和 20 年代は、社会福祉援助技術で あるケースワークが科学的根拠を持つ方法として教示されていた。当時の少年調査票は、 こと細かく少年やその家族の歴史を辿るような様式となっている。一方で、現在の様式は 大まかな項目を設けて非行事実の大掴みを把握すること、家裁調査官の業務利便性を優先している。少年法の目的が現在まで変更されていないことを鑑みると、様式変更によって、当初の少年調査票の機能が失われたともいえる。裏を返せば、当時の少年調査票が有する 機能と社会福祉理論との整合性を確認することで、司法福祉の固有性に関する一定の理解が得られるだろうという結論に至った。

ポスター展示(B205 会場にて、学会中展示)

【在席責任時間】 9/28(日) 12:00~13:00

No.1	教育者における性に対する態度と性教育指導に対する認識について :性差に着目して(山脇望美・人間環境大学)
本研究では、ウェブ調査を利用して、教育者の性に対する態度と性教育指導に対する認識の得点の相違について性別の観点から検討した。その結果、男性教員は女性教員よりも「性に対する支配的・功利的態度」および「性に対する規範的態度」で有意に高得点を示した。この結果は、男性教員が性的行動を通じて支配性や力を確認しようとすることや、性行動を婚姻関係内に限定しようとする保守的な規範をより強く保持していることを示している。一方、「性に対する責任的態度」では、女性教員が男性教員よりも有意に高い得点を示した。これは、女性教員が性に関してより社会的・身体的リスクにさらされやすいという現実的背景を反映していると考えられる。次に、「性教育指導に関する自信」と「性教育指導に関する不安」の双方において、男性教員が女性教員よりも高得点を示した。これは一見矛盾するように見えるが、男性教員においては、性教育に対する自信と同時に、実施に伴う心理的な不安や葛藤を内包していることを示唆している。以上の結果から、今後は、教員の性別差を踏まえた教育現場における性教育の質的向上を目指すために、性別に応じた支援策の整備や、教師の自己理解と感情的安全性を高めるための研修設計が必要である。	

No.2	ホッとスペース中原の伴走型社会復帰支援から見えた“尊厳の回復”視点 (福正大輔・特定非営利活動法人ホッとスペース中原)
特定非営利活動法人ホッとスペース中原では、2017年3月に初めて刑事施設から支援対象者をお迎えし、2025年6月現在まで17名の方を共同生活援助・自立準備ホームで生活支援を実践した。2014年4月から逮捕・拘留経験のある職員を採用し、2025年6月現在まで3名の継続雇用を実践している。協力雇用主としては2名の方を採用し、期間終了で卒業されている。また、過去に矯正施設に行った経験があり、精神科病院や依存症回復施設等からの受け入れケースとして5名の方を支援した実績もある。私たちは「人間の尊厳を回復する」という理念のもと、すべての人間が対等な立場にあり、どのような背景があつたとしても“人間”としての関わりを損なうことが無いよう出逢いとかかわりを続けてきた。いまなお司法と福祉のはざまにある方と伴走する中で見えた「伴走型社会復帰支援の在り方」について報告する。	